

令和3年横瀬町農業委員会第11回総会議事録

1. 開催日時 令和3年11月25日(木) 午前10時から10時47分

2. 開催場所 横瀬町役場

3. 出席委員(11人)

会長	2番	町田恒夫
会長職務代理者	7番	富田哲夫
農業委員	3番	町田幸広
	5番	佐野貞行
	6番	小室寿徳
	8番	小泉茂樹
	9番	若林想一郎
	10番	武藤量司
農地利用最適化推進委員	第1	平沼敏明
	第2	荒船敏明
	第3	石黒夢積

4. 欠席委員(1人)

4番 町田 多

5. 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 会期の決定

第3 議案第20号 農地法第4条の規定による許可申請に関する件

第4 議案第21号 農地法第5条の規定による許可申請に関する件

第5 議案第22号 農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想の変更に関する件

6. 農業委員会事務局職員

事務局長	大畑忠雄
書記	小俣敏孝
	長嶋昭浩

7. 会議の概要

- 議 長 それでは、皆さんこんにちは。大分寒くなってまいりました。
- 本日は、4番の町田多委員から欠席の旨通告がありましたので、ご報告を申し上げます。
- 本日の出席委員は8名です。会議規則第6条の規定による定足数に達しておりますので、ただいまから令和3年第11回農業委員会を開会いたします。
- 日程第1、議事録署名委員の指名についてを議題といたします。
- 会議規則第14条第2項に規定する議事録署名委員ですが、慣例により議長より指名を申し上げたいと思いますが、ご異議ございませんか。
- 〔「異議なし」〕
- 議 長 異議なしと認めます。
- よって、議長よりご指名申し上げます。
- 3番、町田幸広委員、5番、佐野貞行委員、ご両名にお願いをいたします。
- 日程第2、会期の決定についてを議題といたします。
- 本日の議事は、議案第20号 農地法第4条の規定による許可申請に関する件、議案第21号 農地法第5条の規定による許可申請に関する件、議案第22号 農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想の変更に関する件、以上です。
- 会期は本日1日間としたいと思いますが、ご異議ございませんか。
- 〔「異議なし」〕
- 議 長 異議なしと認めます。
- よって、会期は本日1日間と決定をいたしました。
- 日程第3、議案第20号 農地法第4条の規定による許可申請に関する件を議題といたします。
- 議案第20号についての事務局の説明を求めます。
- 事 務 局 議案第20号について説明いたします。
- 議案第20号の農地の地番は、議案書の地番の欄にあります1筆です。台帳地目は畑、現況地目は宅地で、計画面積は14平方メートルです。申請者は、議案書にございますとおり、町内在住の方です。申請理由は、農家住宅の敷地拡張であります。
- 3ページ目を御覧ください。案内図1で場所について説明いたします。

申請地の場所は、この地図の下方にあります赤色で示した場所になります。具体的な場所ですが、根古屋3区山口浄水場の北西約100メートルのところが申請地になります。

今申請地は、平成10年に、農家である実家の隣に新しく自己用住宅を建築したときから、当該土地の一部を農地とは認識せずに、進入路として使用していたとのことです。このたび空き家となっている実家に娘夫婦が入ることとなったため、諸手続を行う中で農地であることに気づき、始末書を添付しての申請となっております。

農地区分は、申請地が中山間地域に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であることから、第2種農地と判断されます。

以上で、事務局からの説明を終わります。

議 長 事務局の説明を終了いたしました。

続いて、担当委員の説明に移ります。担当委員の平沼推進委員、お願いいたします。

平沼推進委員 農地利用最適化推進委員の平沼です。上程されました議案第20号番号1について、担当推進委員として所見を申し上げます。

去る22日9時半に、補助農業委員の小泉委員と同行しまして、現地及び申請図書の確認をいたしました。当日は、申請者も自宅にいたので、立ち会ってもらい、いろいろと説明を受けました。事務局の説明もあったのですが、特に問題はないと思いますので。周辺は農地ですけれども、影響は少ないと思いますので、委員皆様のご審議のほどよろしく願います。

以上です。

議 長 ありがとうございます。続いて、補助委員の説明に移ります。

補助委員の8番、小泉委員、お願いいたします。

小泉委員 農業委員の小泉です。

今平沼委員がおっしゃったとおりで、22日月曜日、2人で現地の調査に行ってきました。申請人にいろいろお話を伺ったのですが、次の議案21号と併せて見させてもらいました。

これは、事務局のおっしゃるとおり、自分の家を建てたときに、農地と知らずに宅地的な使い方をしてしまったみたいで、始末書もありますし、一応周辺に対する影響もないと思いますので、その辺を含めてご審議いただければと思います。

- 以上です。
- 議長 ありがとうございます。
以上で担当委員の所見を終了いたします。
続いて、質疑に移ります。
〔「なし」〕
- 議長 質疑なしと認めます。
お諮りします。上程中の議案第20号につきましては、許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願いいたします。
〔挙手全員〕
- 議長 ありがとうございます。全員賛成です。
よって、議案第20号 農地法第4条の規定による許可申請に関する件につきましては、許可相当の意見を付して県知事宛てに進達することに決定をいたしました。ありがとうございました。
日程第4、議案第21号 農地法第5条の規定による許可申請に関する件を議題といたします。
事務局の説明をお願いします。
- 事務局 議案第21号について説明いたします。
議案第21号の農地の地番は、議案書の地番の欄にあります2筆です。台帳地目は畑、現況地目は休耕及び宅地で、計画面積は72平方メートルです。
譲受人は、議案書にございますとおり、秩父市在住の方で、譲渡人は、議案書にございますとおり、町内在住の方で、譲受人の義理の父であります。申請理由は進入路及び駐車場で、権利の種類は使用貸借権の設定となっております。
5ページ目を御覧ください。案内図2で場所について説明いたします。申請地の場所は、この地図の下方にあります赤色で示した場所になります。具体的な場所ですが、根古屋3区山口浄水場の北西約100メートルのところ申請地になります。
今申請地は、議案第20号と関連しており、譲渡人が以前住んでいた、現在空き家となっている実家に娘夫婦が住むことになり、諸手続を進める中で、当該農地内にある墓地が公図上にないことや、以前から農地とは認識せずに進入路として使用していたことが判明したことから、始末書を添付しての申請となっております。また、新たに一部を駐車場としても利用したいとのことです。

農地の区分は、申請地が中山間地域に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であることから、第2種農地と判断されます。

以上で、事務局からの説明を終わります。

議長 事務局の説明を終了します。

続いて、担当委員の説明に移ります。

担当委員の平沼推進委員、お願いいたします。

平沼推進委員 農地利用最適化推進委員の平沼です。上程されました議案第21号番号1について、担当推進委員として説明申し上げます。

去る22日9時半に、補助農業委員の小泉委員と同行して、現地及び申請図書の確認をいたしました。当日は、先ほど申したとおり、申請人もいらっしゃって、いろいろ意見を聞きました。この申請書のとおり、現地にはちゃんと境界杭や鋸も入っており、説明も受けました。特に周辺農地への影響は少ないと思われまますので、委員皆様のご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

以上です。

議長 ありがとうございます。続いて、補助委員の説明に移ります。

補助委員の8番、小泉委員、お願いいたします。

小泉委員 農業委員8番の小泉です。

先ほども言いましたように、22日に平沼委員と一緒に現地確認しました。先ほど事務局から説明があったとおり、農地を進入路に使っていたり、あと墓地が登記されていないような説明、それからあと今プラム畑を駐車場に使いたいというような話がありました。一応始末書もついておりますし、周辺農地への影響もないと思いますので、その辺も含めてご審議のほどお願いいたします。

以上です。

議長 以上で担当委員の所見を終了いたしました。

続いて、質疑に移ります。

〔「なし」〕

議長 質疑なしと認めます。

お諮りします。上程中の議案第21号につきましては、許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

〔挙手全員〕

議長 ありがとうございます。全員賛成です。

よって、議案第21号 農地法第5条の規定による許可申請に関する件につきましては、許可相当の意見を付して、県知事宛てに進達することに決定をいたしました。

日程第5、議案第22号 農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想の変更に関する件を議題といたします。

議案第22号につきまして事務局の説明を求めます。

事務局 議案第22号について説明いたします。

現在の横瀬町農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想につきましては、平成26年の農業経営基盤強化促進法改正に伴い、埼玉県農業経営基盤の強化の促進に関する基本方針が変更されたことを受け、それに対応する内容となっております。

令和2年4月に国が行った農業経営基盤強化促進法の一部改正に伴い、県が令和3年1月に埼玉県農業経営基盤の強化の促進に関する基本方針の変更を行いました。法改正及び県の基本方針の変更との整合性を保つため、町の基本構想における表現、規定を整備、変更する必要が生じました。

変更手続を進めるためには、農業委員会及び農業協同組合の意見を徴した上で、埼玉県と協議を行い、同意を得て公告すると規定されておりますので、今回皆様のご意見を伺うこととなりました。

変更内容につきましては、法改正及び県の変更に加えた表記等の整理が主なもので、各種目標値については、前回平成26年の変更時から大きな情勢変化が認められないため、おおむね踏襲することとしております。

以上で事務局からの説明を終わります。

議長 事務局に申し上げますが、改正をするところの説明みたいなものはありますか。

事務局 はい。

議長 よろしくお願ひします。

事務局 補足で説明させていただきます。

先ほどご説明しましたように、今回皆さんに審議していただく変更内容としましては、法律の改正及びそれに伴う埼玉県のこちらの基本方針が変更されたことによります。

大きな変更としますと、途中もあるのですが、新旧対照表としてお配りしている中の40ページから以降を見ていただくと一番分かりやすいのです

が、40ページ、それ以降につきましては、右側に記載がありますが、「第6、農地利用集積円滑化事業に関する事項」、そういう形で今までは記載がありました。この部分が削られております。

これが何かと申し上げますと、今は農地の利用の集積であるとかに関しては、中間管理機構という形で、埼玉県にあります農林公社が主になっているのですが、そこが農地利用の集積に間に入って行うという形で今制度が改正になっておるのですが、以前その部分の規定がなくて、ここに削る部分が中間管理機構に代わったと基本的にはなっております。その変更になっております。以前のところも、赤字で見え消ししてあるのですが、おおむねその内容に沿ったものになっております。

埼玉県の変更につきましては、先ほど申し上げたように、令和3年の1月付で埼玉県の基本方針を変えているのですが、その中でも通知が来ておりました。埼玉県について農地利用集積円滑化事業に係る規定を削除及びこれまで農協さん等が実施してきた円滑事業が農地中間管理事業に統一されたというようなことで、先ほど説明した内容で県の基本方針が改正されております。

県の目標におきましては、新規就農者の確保につきましては、県全体で、改正前は年間280人の確保を、おおむね改正後、年間330人、50人増やしたというような形の県の目標になっております。また、農地の利用の集積に関する目標というものも記載があるのですが、こちらの県の中では、今まで48%の集積目標というのを50%に県が引き上げています。

ここに合わせて町のほうも集積目標という形、なかなか達成は難しいと思うのですが、県のほうの意向もありまして、県の目標数値である50%に合わせてというような形で、繰り返しになりますが、おおむね県の基本方針の変更に沿った内容になっておりますので、そこを併せてご審議いただければと思います。

以上です。

議長　ここで暫時休憩いたします。

休　憩　午前10時18分

再　開　午前10時45分

議長　それでは、再開をいたします。

ここで質疑に入るわけですが、質疑はいかがですか。

〔なし〕

議 長 意見なしと認めます。

上程中の議案第22号につきまして、農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想の変更について、意見なしとして町へ答申をいたしますので、よろしく申し上げます。

それでは、本日委員会で審議すべき議案は全てを終了いたしました。これをもちまして閉会といたします。

(午前10時47分)